

申請する際の注意事項

- ✓ 減免対象の保険料は①納期限未到来で②未納の保険料です。
 - ✓ 減免申請書は、**納期限（月末）必着**で保険年金課に提出をお願いします。郵送分も消印ではなく、本課が受付した日で判断しています。申請が遅れてしまうと、減免額が少なくなる場合がございます。（郵送の場合は期限に余裕をもって発送ください。）
 - ✓ 減免申請の結果は、申請いただいた月の翌月中旬に次いずれかの通知を郵送いたします。
 - ①減免が**承認**された場合→**国民健康保険料更正通知書**
 - ②減免が**不承認**の場合→**不承認決定通知書**
- ※ ただし、6月受付分は以下のとおりです。
- 6月27日までに受付した分⇒7月中旬
 - 6月28日から30日までに受付した分⇒8月中旬 に郵送します。
- ✓ 結果の通知が届くまでは、お手元の納付書を使用し、納付期限までに保険料を納付してください。（納付が難しい場合は、徴収猶予などの制度がございます。収納係 [0721-25-1000 内線 152] までお問合せください。）
 - ※ 減免が適用され、納付済みの保険料が還付や充当となる場合は、改めてお知らせします。
 - ※ 納付確認のできない保険料について、督促状を送付します。
- ✓ 提出いただいた書類に不備・不足がある場合は、受付できませんので、返送させていただきます。
- ✓ 提出いただいた書類はお返しできませんので、証拠書類などは**複写したものを添付してください。**

<減免申請に関するお問い合わせ先>

富田林市保険年金課資格給付係 [0721-25-1000 内線 151]